

体育施設（指定管理施設）利用ガイドライン

令和4年4月11日更新

このガイドラインは、適用期間における施設利用の基準を定めたものです。
全国及び県内の新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、適宜見直しを行います。

- 1 適用期間 4月11日（月）から当面の間
- 2 開館時間及び休館日
開館時間 条例等に定める開館時間及び休館日とする。
原則として9時00分から21時30分までとします。
総合体育館トレーニングルームは、14時から14時30分まで器具消毒のため利用できません。
休館日 第1、3、5月曜日（第二屋内多目的運動場：ほたるドームのウォーキングコースは、9：00から17：00まで利用可能）
- 3 利用申し込み方法
事前申し込みが必要です。あらかじめ来館及び電話での予約をお願いします。
体育施設利用許可申請書は、利用しようとする日の3日前まで提出ください。
- 4 利用される皆様へのお願い
 - (1) 受付時に利用者名簿に、全員の氏名、連絡先電話番号、集落名等を記載してください。団体については、任意様式にて事前に記入したものを提出していただいても構いません。ただし、スポーツ協会加盟団体及び定期利用団体については、年度当初に名簿を提出している場合に限り、再度の提出は不要です。
 - (2) 施設を利用される方は、感染予防のため次のことに注意してください。
 - ・不織布マスクを着用してください。
 - ・咳やくしゃみ、発熱など感冒の症状のある方は、利用を控えてください。
 - ・屋内施設入口設置のアルコール消毒液で手指を除菌した後に利用ください。
 - ・消毒液が無い場合は、石鹸での手洗いをお願いします。
 - ・踊りやダンス等、大きな動きを伴う利用や感染拡大のリスクが高い大声での発声や激しい呼吸を伴うものについては、身体的距離を1m以上確保してください。
 - (3) クラスターの発生リスクを下げるため、3つの密（密閉、密集、密接）を発生させない利用にご理解願います。
 - ・密閉を避ける
屋内施設の場合は、ドアや窓を開けて1時間に1～2回程度の定期的な換気を行う。
 - ・密集を避ける
なるべく身体的距離を確保する。
 - ・密接を避ける
近距離での会話を控える。